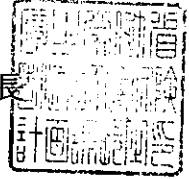


老介発0729第2号
老振発0729第4号
老老発0729第1号
平成21年7月29日

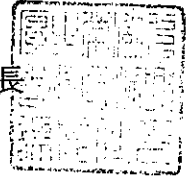


都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

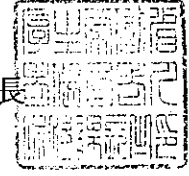
厚生労働省老健局介護保険計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」の一部改正について

市町村が通常より高い報酬の算定基準を設定する場合は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の認定を受けることが必要としており、その認定手続等については、「指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について」（平成19年6月28日老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号厚生労働省老健局介護保険課・計画課・老人保健課長連名通知）において示しているところであるが、今般、厚生労働省老健局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、同通知の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービスに係る市町村独自の高い報酬の算定について

(平成19年6月28日)

(老介発第0628001号・老計発第0628001号・老老発第0628001号)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 独自報酬基準の設定に係る手続について 独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書(様式1)」(以下「申請書」という。)に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省(老健局振興課)に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省(老健局振興課)に届け出る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 独自報酬基準を設定した市町村は、毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書(様式2)」を厚生労働省(老健局振興課)に提出するものとする。</p> <p>3, 4 (略)</p> <p>(別添) 市町村独自報酬検討会議について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他 本会議は原則として年2回開催する。 本会議の庶務は老健局振興課が担当する。</p> <p>(様式1), (様式2) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 独自報酬基準の設定に係る手続について 独自報酬基準の設定に係る手続は、以下のとおりである。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村は、「地域密着型サービスに係る独自報酬基準認定申請書(様式1)」(以下「申請書」という。)に独自報酬基準の案及び地域密着型サービス運営委員会等の議事概要が分かる資料を添付して、厚生労働省(老健局計画課)に提出するとともに、申請書の写しを関係都道府県に送付する。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 市町村は、独自報酬基準を設定したときは、関係都道府県及び国民健康保険団体連合会並びに厚生労働省(老健局計画課)に届け出る。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 市町村は、独自報酬基準を設定した半年後及び毎年度末に、算定事業所数等を記載した「地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書(様式2)」を厚生労働省(老健局計画課)に提出するものとする。</p> <p>3, 4 (略)</p> <p>(別添) 市町村独自報酬検討会議について</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 その他 本会議は原則として年2回開催する。 本会議の庶務は老健局計画課が担当する。</p> <p>(様式1), (様式2) (略)</p>